

松江市入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、松江市入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の会議)

第2 委員会の会議は、要綱第5条第3項に規定する定例会議並びに要綱第5条第4項に規定する臨時会議とする。

(定例会議への報告等)

第3 定例会議への報告は、原則として会議開催の前々月以前4ヵ月間に市等が発注した工事について、「入札方式別発注工事等総括表（別紙様式1）」、「入札方式別発注工事一覧表（別紙様式2）」及び「指名停止等の運用状況一覧表（別紙様式3）」を提出して行うものとする。

ただし、予定価格が松江市財務規則第49条の2に規定する価格を下回るものについては、報告の対象から除外するものとする。

(定例会議の審議の対象となる事案の抽出)

第4 定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、前項に定める発注工事一覧表の中から、次の方法により委員が無作為に抽出するものとする。

(1) 抽出を行う委員は、委員長を除く委員の50音順の輪番制とする。

(2) 抽出は、委員会開催の2週間前までに行うものとする。

(3) 委員会において担当部局が抽出事案の説明を行うに先立ち、抽出を行った委員は、抽出結果を報告するものとする。

(抽出事案の説明及び審議)

第5 定例会議においては、担当部局から、抽出事案説明書（別紙様式4-1～4-3）により、競争入札参加資格をどのように設定したか、指名業者をどのように選定したか等の説明を行い、これらの設定又は選定方法等が適切に行われているかどうかについて、委員による審議を行うものとする。

(再苦情の申立てができる旨の教示)

第6 市長は、次に掲げる者に係る苦情の処理を行う場合に、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して教示しなければならない。

再苦情の申立ては、苦情の処理の回答が行われてから7日以内（松江市の休日を定める条例（平成17年松江市条例第2号）第1条第1項に定める休日は含まない。）に、市長に対して、再苦情申立書（別紙様式5）により行わなければならない旨を明示すること。

(1) 一般競争入札

競争参加資格がないと認められた理由について不服がある者

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者

(3) 随意契約

当該契約と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者

(4) 工事成績評定結果

工事成績評定結果の通知を受領した者で、当該工事成績評定結果に対して疑問又は不服がある者

(5) 指名停止等

松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱及び松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱の規定による指名停止、警告又は注意の喚起の措置を受けたことに対して不服がある者

(再苦情の申立てができる者)

第7 前項に掲げる苦情の申立てを書面により行った者であって、市長による書面での回答に対して不服がある者は、市長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情の申立ての却下)

第8 再苦情の申立てがあった場合、市長は、委員会に審議を依頼するものとする。この場合、委員会は、前項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

(再苦情の申立ての却下の方法及び公表)

第9 前項に定める再苦情の申立ての却下は、申立ての書面を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に行わなければならない。委員会の却下の決定を受けた市長は、直ちに、申立者のその旨を通知しなければならない。また、申立の却下の通知を行った場合は、速やかに再苦情申立書と却下の通知書(以下「却下通知書」という。)の公表を行うものとする。

(再苦情処理会議及び提言書の公表)

第10 委員会は、再苦情処理に係る審議を終えたときには提言書を作成し、再苦情処理に係る申立てがあった日から概ね50日(休日を含む。)以内に市長に報告を行うこととする。

この再苦情処理会議においては、申立者及び市長からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

委員会は、提言書の公表を行うものとする。

(再苦情に対する回答とその公表)

第11 市長は、再苦情の審議を終えた委員会から報告がなされたときは、その日から7日以内（休日を含まない）を目途に、申立者に対してその結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、その旨及びこれらに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにする。

また、市長は、審議の結果の通知（以下「審議結果通知書」という。）を行った場合は、速やかに再苦情申立書とともに審議結果通知書の公表を行うものとする。

(入札手続の執行)

第12 再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

なお、申立者から入札手続の執行の停止の申出があったときは、市長は、執行の停止について、委員会の意見を聞くものとする。

(議事概要の作成及び公表)

第13 定例会議及び臨時会議に係る議事概要については、速やかに作成し公表を行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

別紙様式 1

入札方式別発注工事総括表

(期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日)

入札方式	件数	金額 (千円)	備考
・ 総契約件数 (内訳) ① 一般競争入札 ② 指名競争入札 ③ 随意契約			
計			

(注) 予定価格が130万円以下のものは含まない。

指 名 停 止 等 の 運 用 状 況 一 覧 表

(期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日)

業 者 名	所 在 地	指 名 停 止 の 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで (月)		

注：該当事項の欄には、「指名停止措置要綱」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

抽出事案説明書

入札方式	一般競争入札		
工事名			
工事種別			
工事概要			
入札参加資格			
入札参加資格設定の理由及び経緯			
入札参加資格確認申請業者数			
入札参加業者数		無資格業者数	
契約金額			
無資格理由の説明 (無資格とされた業者がある場合のみ記入)			
入札の経緯及び結果			

抽出事案説明書

入札方式	指名競争入札
工事名	
工事種別	
工事概要	
工事のランク	
指名業者数	
契約金額	
契約金額	
指名業者を選定した考え方	
入札の経緯及び結果	

抽出事案説明書

入 札 方 式	随 意 契 約
工 事 名	
工 事 種 別	
工 事 概 要	
随 意 契 約 の 理 由	
契 約 業 者 名	
契 約 金 額	
そ の 他	

別紙様式5

平成 年 月 日

再 苦 情 申 立 書

松江市長

様

再苦情申立者

住 所

氏 名

印

申 立 対 象 工 事 名	
申 立 事 項	
申 立 の 根 拠	